

諮問日：令和元年10月3日（令和元年度（最情）諮問第44号）

答申日：令和2年8月24日（令和2年度（最情）答申第14号）

件名：特定の裁判官の職務と職責の全てに関する文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

特定の裁判官に関する職務と職責の全て（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年8月23日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 釧路地方裁判所帯広支部によると官報に記載があるとのことだったが、文書が存在するにも関わらず開示されないのは違法である。
- 2 釧路地方裁判所帯広支部における裁判において、特定の裁判官は判事補として単独裁判を行ったものであり、最高裁判所の指名する特例判事補であるのかを知る上で開示を求めたものであり、最高裁判所が特例判事補を命じていないのは不合理である。釧路地方裁判所帯広支部も釧路地方裁判所も誰も特例判事補であると証明していただけない。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書については、特定の裁判官の全ての職務内容及び職責が記

載された文書（最新版）と整理した。

最高裁判所において特定の裁判官の全ての職務内容及び職責を把握する必要はないことから、本件開示申出文書は作成又は取得していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |   |           |                     |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 令和元年10月3日 | 諮問の受理               |
| ② | 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月5日   | 苦情申出人から意見書を收受       |
| ④ | 令和2年1月24日 | 審議                  |
| ⑤ | 同年7月17日   | 審議                  |
| ⑥ | 同年8月21日   | 審議                  |

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示申出文書については、特定の裁判官の全ての職務内容及び職責が記載された文書（最新版）と整理したが、最高裁判所において特定の裁判官の全ての職務内容及び職責を把握する必要はないことから、本件開示申出文書は作成し又は取得していないとのことである。最高裁判所が、下級裁判所の裁判官を監督する（裁判所法80条1号）上において、当該下級裁判所を通じて、その職務を掌握する必要がある場合があるとしても、その場合とは別に、当該裁判官を含め、全国の裁判官一人一人につき、その職務内容等のすべてを把握することが求められているとまでは考え難いことを踏まえれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 苦情申出人は、特定の裁判官が最高裁判所の指名する特例判事補であるかを

知る上で開示を求めた旨主張している。しかし、特例判事補とは、判事補の職権の特例等に関する法律1条1項の規定に基づき最高裁判所から指名され、判事補としての職権の制限を受けない者を指すことからすれば、特定の裁判官が特例判事補として指名されていることに関する文書は、本件開示申出文書には該当しない。

したがって、苦情申出人の上記主張は採用できない（なお、同主張に関しては、別件苦情の申出において、最高裁判所から改めて開示等の判断をする旨の説明がされている。令和元年度（最情）諮問第45号・令和2年度（最情）答申第15号参照）。

- 3 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子